

職員の処分について

令和5年（2023年）3月24日付で下記のとおり処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者①〉

- 豊中市伊丹市クリーンランド
再資源・搬入課 搬入指導係長（技術職員・男性・52歳）
減給10分の1 1か月

〈当事者②〉

- 豊中市伊丹市クリーンランド
再資源・搬入課 技能長（技能職員・男性・49歳）
戒告

〈管理監督者〉

- 豊中市伊丹市クリーンランド
再資源・搬入課 課長（事務職員・男性・60歳）
訓告

2 処分事由等

〈当事者①〉

令和4年4月から令和5年1月までの間、週3～4日・1日1～2回程度、勤務時間中に屋外の喫煙場所にて喫煙した他、勤務時間中に私用での申請手続きや、職場の電話の私的利用等をしたことが下記に該当するため。

〈当事者②〉

令和4年春頃から同年11月までの間、週2～3日・1日1回程度、勤務時間中に屋外の喫煙場所にて喫煙したことが下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

第1号「この法律…に違反した場合」

第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」

第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

・地方公務員法第35条（職務に専念する義務）

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」